

（表）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※修了証明書交付年月日	年 月 日
※修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申 込 者	本籍		
	住所	〒 —	
		自宅電話	携帯電話
	(ふりがな)		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
勤務先その他の連絡先	電話		写 真

実 施	※受講年月日 (修了考査)	年 月 日 から2日間 (年 月 日)	※修了考査の結果	合 ・ 否
	※受講場所			
	※受講番号			

- 注1 ※印の欄は、記入しないこと。
 注2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者